

埼玉県公安委員会規程第10号

少年指導委員に関する規程を次のように定める。

平成18年4月27日

埼玉県公安委員会委員長

少年指導委員に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、少年指導委員の委嘱、研修等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委嘱等)

第2条 埼玉県公安委員会は法第38条第1項の規定により、少年指導委員を委嘱するものとする。

2 委嘱は別に定める委嘱状を本人に交付して行うものとする。

3 法第38条第6項に規定する解嘱は、別に定める解嘱通知書により行うものとする。

4 少年指導委員からの願い出に基づいて委嘱を解除するときは、別に定める辞職承認書により行うものとする。

(研修)

第3条 法第38条第5項に規定する研修は、生活安全部少年課長が行うものとする。

2 研修の実施に必要な事項については、埼玉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定めるものとする。

(身分証明書)

第4条 少年指導委員には、規則第9条第3項に規定する証明書及び身分証明書（別記様式）（以下「証明書等」という。）を貸与するものとする。

2 少年指導委員は、規則第4条の活動を行うに当たっては、身分証明書を携帯し、関係者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

3 少年指導委員がその身分を失ったときは、証明書等を返納させるものとする。

(委任)

第5条 少年指導委員の運営に関する必要な事項については、警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月26日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第4条関係）

（表）

8.5

5.5

4.5

7.5

第 号

身分証明書

写真

活動区域

氏名

(年 月 日生)

上記の者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
第38条で規定された少年指導委員であることを証明する。

年 月 日 埼玉県公安委員会 印

- 備考 1 色彩は、縁を水色、文字を黒色、地を白色とすること。
- 2 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 3 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとすること。

（裏）

- 1 少年指導委員は、その職務を行う場合は、この証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書を破損し、又は紛失したときにはその旨を遅滞なく発行者に届け出なければならない。
- 4 この証明書は、少年指導委員の身分を失ったときは、発行者に返納しなければならない。
- 5 この証明書の有効期間は、
年 月 日までとする。